**<参考1>補助の対象期間の考え方について(第5,7,8条関係)**

* 第5条関係

1. 補助の対象期間については、2025年日本国際博覧会の交通需要等を踏まえて決定し、大阪市ホームページ上にて公表します。
2. 上記の公表日より遡った一か月間（30日間、日曜及び祝日を除く、公表日の前日を第1日とする）を補助金額算定の基準月とします。

* 第7条関係

1. 補助金の交付を受けようとする者は、第5条第2項の規定による公表日から20日以内に、補助金交付要綱第7条に掲げる書類を提出すること。

* 第８条関係

1. 市長は、補助金の交付を受けようとする者より提出された申請書類について、補助金交付要綱第８条に基づき、補助金の交付の決定したときは、申請者に通知をするものとする。

（手続きのイメージ）

